

預金規定の一部改定のお知らせ

当組合の預金規定について、預金利率（中途解約利率）に関する計算方法を以下のとおり変更しますのでお知らせいたします。

なお、改定日以降、新規預入および自動継続された対象預金より変更後の規定を適用させていただきます。

【中途解約利率の計算方法】

変更内容 中途解約利率（預入日から中途解約日までの期間に応じた利率）の
小数点以下の取扱い

【変更後】 小数点第4位以下は切捨てます。

【変更前】 小数点第3位以下は切捨てます。

対象預金

- ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・積立定期預金規定
- ・定期積金規定

改定日 平成29年2年13日

～改定後の規定一部抜粋（自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）～

3.（利息）

（3）当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記11.（2）により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利計算とした場合は、6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。